

平成27年度復興庁政策評価書(事後評価)

(復興庁27-①)

施策名	復興支援に係る施策の推進					
施策の概要	復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 被災者健康・生活支援総合交付金については、避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化が進んでいる状況の下、被災者の健康・生活支援に関する基幹事業を一括化し、一つの事業計画の下で、被災自治体における取組を一体的に支援する。					
達成すべき目標	復興特区支援利子補給金については、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。 被災者健康・生活支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体において、直面するニーズ課題に的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,119	5,603	7,645	23,954
		補正予算(b)	0	0	1	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,119	5,603	7,646	
執行額(百万円)		315	5,146	6,073		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	復興特別区域基本法方針(平成28年4月1日閣議決定(改定)) 被災者支援(健康・生活支援)総合対策(平成27年1月23日)					

測定指標	復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果(人)	基準	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成せず
		7,066			6,738	7,066	3,715	13,098	
		年度ごとの目標値				-	-	-	
	見守り等の支援対象約60,000世帯のうち、具体的な支援が必要なくなった世帯数を28,000世帯以上とする。	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	-
		60,000	-	-	-	-	3,522	28,000	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	子育てイベントの参加人数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	-
		72,000	-	-	-	108,057	集計中	72,000	
		年度ごとの目標		-	-	-	72,000	72,000	
	親を亡くした子ども等への心身のケア巡回相談の回数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	-
		1,248	-	-	-	805	集計中	1,248	
年度ごとの目標			-	-	-	1,248	1,248		
福島県の肥満傾向児の出現率における全国1位となる年齢帯の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	達成	
	1	-	-	5	6	0	1		
	年度ごとの目標		-	-	1	1	1		
福島県の子供のこころの健康度	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	-	
	14.2%	-	-	14.2%	14.2%	集計中	9.5%		
	年度ごとの目標		-	-	9.5%	9.5%	9.5%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 復興特区利子補給金については、利子補給金となる融資のうち、平成27年度実施分が予定額を下回ったこと、および、融資の予定時期が遅れたことにより目標を達成できなかったが、28年度以降融資が実行されることにより、目標値に近づくため。 被災者健康・生活支援総合交付金については、集計中の指標もあるが、一部の測定指標は目標を超過して達成した。
	施策の分析	復興特区利子補給金については、経済状況に応じて資金調達の規模や時期が決定されるため、これらを正確に把握することは困難。しかし、平成28年度以降の融資も踏まえれば、予定の融資はほとんど実施されるものと見込まれ、被災地における雇用創出に有効かつ効率的に寄与している。 事業の手段・方法等について、交付担当省庁にて効果的に実施されている。 ただし、復興の新たなステージにおいて、被災自治体より、「心のケア」への取り組みでの1つである「心の復興」事業や、被災者の生活支援にかかる制度等の拡充が望まれた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関や自治体等に一定の活用等が見られることから、今後も必要な支援策を行っていく。 【測定指標】 復興特区利子補給金については、現時点では実績値と目標値に乖離あるも、平成28年度以降に実施される融資も踏まえれば、目標値に近づくことは確実であり、目標の設定に大きな問題はないため、次期目標についても同様の指標とする。 被災者支援総合交付金の新設 住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合した事業とする。 新たな総合交付金制度の各メニューが自治体に活用されていることを確認する観点から、特に「心の復興」事業の参加者数を測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	復興特区班 被災者支援班	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 内田 浩平 参事官 清田 浩史	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------------------	------------------------	----------	---------